## ○糸魚川市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成29年12月1日 令和3年7月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、糸魚川市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体 に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、事業所等からの協力を得ることにより、 地域の消防防災力の充実強化の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
  - (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
  - (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
  - (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。 (表示証の交付申請及び推薦)
- 第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に糸魚川市消防団事業所表示申請書(別記様式第1号)により申請を行うものとする。
- 2 消防長又は消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。
  - (1) 従業員が消防団員として、入団している事業所等
  - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
  - (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与し

ているなど、市長等が特に優良と認める事業所等

(4) 消防関係法令上の違反がない事業所

(審査)

第5条 市長は、第3条第1項による申請または、同条第2項による推薦は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(認定通知及び表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防

関係法令に違反している事業所は除く。)に認定結果通知書(別記様式第2号)により通知するとともに、表示証(別記様式第3号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

- 第7条 協力事業所は、表示証を表示することができる。
- 2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
- (1) 事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、糸魚川市消防団協力事業所表示証交付整理簿 (別記様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効 期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

- 第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年間とする。
- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

(認定の取消し)

- 第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさない事となったとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取消しの理由を文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証 を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、糸魚川市消防団への協力内容、その他の事項に ついて、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所を表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、糸魚川市消防本部において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。